

申 入 書

令和8年7月29日

成田市議会議員

鬼澤 雅弘

上田 信博



令和 8 年 7 月 29 日

成田市議会議長 荒木 博 様

成田市議会議員

鬼澤 雅弘

上田 信博

政治倫理審査手続の継続の適否及び適正手続確保に関する申入書

申入れの趣旨

私どもは、令和 8 年 7 月 27 日付「成田市議会議員政治倫理審査会の運営に関する要請書」において、本件政治倫理審査会の公正性、中立性及び適正手続について重大な法的疑義が生じていることを申し述べ、議会の公正性及び信頼性を確保する観点から、本件政治倫理審査会の継続の適否及び申入書関与審査委員の除斥について検討を要請した。

しかしながら、本件審査手続の前提となる法的疑義は、現在に至るまで解消されていない。

本件は、審査結果の当否を争うものではなく、審査手続そのものの適法性、公正性及び中立性に関わる問題であり、政治倫理審査制度に対する市民の信頼にも直結する重要な問題である。

よって、議長におかれては、議会運営の責任者として、本件政治倫理審査手続の継続の適否について判断されるよう申し入れるものである。

申入れの理由

1. 審査手続の前提となる法的疑義は解消されていない

本件では、憲法第 31 条の適正手続の理念及び地方自治法における会議運営の原則に照らし、審査手続の公正性及び中立性について重大な法的疑義が提起されている。

これらは、答申の内容そのものではなく、答申に至る審査手続の適法性及び正当性に関する問題であり、政治倫理審査制度の根幹に関わる重要な問題である。

したがって、このような法的疑義が解消されないまま審査を継続し、答申を行うことは、審査結果の信頼性のみならず、答申手続そのものの正当性についても重大な疑義を残すこととなる。

2. 現行の審査体制には公正性及び中立性について客観的疑義が存在する

本件では、政治倫理審査会委員 12 名中 10 名が、本件審査に係る申入書の作成、提出又は賛同して連署した議員で構成されている。

また、政治倫理審査会設置の可否を決定した議会運営委員会についても、その構成員全員が同様の立場にあった。

このような審査体制は、市民及び審査対象議員の立場から見ても、公正性及び中立性について客観的疑義を生じさせるものであり、政治倫理審査制度に対する市民の信頼を損なうおそれがある。

3.議長には議会運営の適法性及び公正性を確保すべき職責がある

政治倫理審査会は議長の諮問機関として設置され、その答申は議長に提出されるものである。

地方自治法第104条は、議長が議場の秩序を保持し、議事を整理し、議会の事務を統理するとともに、議会を代表する職責を負うことを定めている。

したがって、議長は、単に政治倫理審査会から答申を受領する立場にとどまるものではなく、議会運営の最高責任者として、議会の意思決定が適法かつ公正な手続に基づいて行われるよう配慮すべき立場にある。

本件においては、その諮問機関である政治倫理審査会の手続について重大な法的疑義が現に提起されている以上、その疑義が合理的に解消されないまま答申が行われることのないよう、議会運営上必要な判断を行うことが求められる。

4.適正手続の確保は議会に対する市民の信頼維持に不可欠である

政治倫理審査会は、市民の信頼の下に設置・運営される制度である。

その審査結果が市民から信頼されるためには、実際に公正であることはもちろん、市民から見ても公正かつ中立な手続によって行われたと受け止められることが不可欠である。

審査手続に関する法的疑義が合理的に解消されないまま答申が行われ、その後に手続の適法性又は公正性について争われることとなれば、その影響は政治倫理審査会のみならず、成田市議会全体の信用及び市民からの信頼にも及ぶおそれがある。

したがって、適正手続を確保することは、本件政治倫理審査のみならず、成田市議会全体の信頼を維持するためにも不可欠である。

結論

以上の理由により、議長におかれては、地方自治法第104条に基づき、議会運営を統理し、議会を代表する職責を負う者として、本件政治倫理審査手続について提起されている重大な法的疑義が合理的に解消されない場合には、審査手続の終了又は中断を含め、必要な手続整理及び審査体制の見直しを行い、公正かつ適正な手続を確保するための措置を講じることを強く求める。

以上